

～ ここが変わります！令和5年度の指導監査 ～

○老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム）の実施周期の変更

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム：これまで毎年 ⇒原則として3年に1回

※特別養護老人ホーム、養護老人ホームは原則本部の「社会福祉法人」と同時監査

※軽費老人ホームの実施周期は変更なし（毎年実施）

○監査時間等の見直し

・本部の「社会福祉法人」と同時監査の場合：基本的に 半日監査 ⇒ 1日監査

※老人福祉施設（特別養護老人ホーム、養護老人ホーム）のみ

・1日監査の場合は、社会福祉法人の了承をもとに調理室への立入調査を再開

・「社会福祉法人」監査の場合は、監事への聴き取りを再開

※監査対象が社会福祉施設のみの場合、監事への聴き取りは実施しませんので、
監事に同席を求めるか否かについては、法人にてご判断ください。

○保育所・幼保連携型認定こども園に関する条例改正

（※詳細は、令和5年度児童福祉事務事業説明会資料P7～8を参照）

・安全計画の策定（義務化）：保育所

・バスの送迎に係る安全管理の徹底（義務化）：保育所、認定こども園

・インクルーシブ保育：保育所、幼保連携型認定こども園

・看護師等の配置特例の要件見直し：保育所、認定こども園

・業務継続計画（努力義務化）：保育所、幼保連携型認定こども園

・感染症・食中毒の予防等（努力義務化）：保育所

・懲戒権の削除：保育所、幼保連携型認定こども園

○指導監査結果の公表

時期：令和5年8月下旬

対象：令和4年度に実施した一般指導監査結果（社会福祉法人、社会福祉施設の全て）

内容：①法人・施設名、②指導監査実施日、③指導監査方法（実地又は書面）

④文書指摘事項の概要（詳細検討中）、⑤改善状況（例：改善済、改善中、未改善）

方法：市ホームページへの掲載 ※9月以降：月末時点の状況で毎月更新予定